



あみ大使就任へ



二所ノ関親方



主な内容

令和4年度 阿見町の予算 ... 3

軽自動車税（種別割）
減免手続き・税率 ... 6

ごみのポイ捨てや不法投棄をなくしましょう！
町内クリーン作戦 ... 9

子育て支援事業の取り組み ... 14

『各種予防接種』について ... 16

今月の表紙

4月6日、「あみ大使委嘱状交付式」を実施し、第72代横綱稀勢の里の「二所ノ関親方」にあみ大使を委嘱しました。

二所ノ関部屋は今年の「五月場所」終了後に町へ引っ越し、6月上旬から本格的に稽古を開始する予定です。町では今後、親方ゆかりの品を紹介する「展示会」の開催や、「まい・あみ・まつり」への出演などを企画しています。

※二所ノ関部屋に関する情報は広報紙のほか、町ホームページ「二所ノ関のへや」でご案内しています



人口と世帯

総人口 49,224人 (+130)
男性 24,589人 (+54)
女性 24,635人 (+76)
世帯数 20,971世帯 (+139)

4月1日現在、常住人口ベース
※（ ）内は前月比、総務課調べ

防災行政無線 フリーダイヤル

防災行政無線で放送された内容は、下記フリーダイヤルの電話番号から確認することができます。

(通話料は無料です)

☎0120-131-813

あみメール登録 お願いします

スマートフォン等で
t-ami@sg-m.jp まで空メールを送信していただくか、
右記二次元コードを読み取り、専用サイトから登録してください。



Twitter YouTube 情報発信中！

町公式YouTubeチャンネル、
町公式Twitterにおいても町の情報を発信しています。

▼Twitter



▼YouTube



令和4年度 阿見町の予算

令和4年度
予算総額

317億470万円

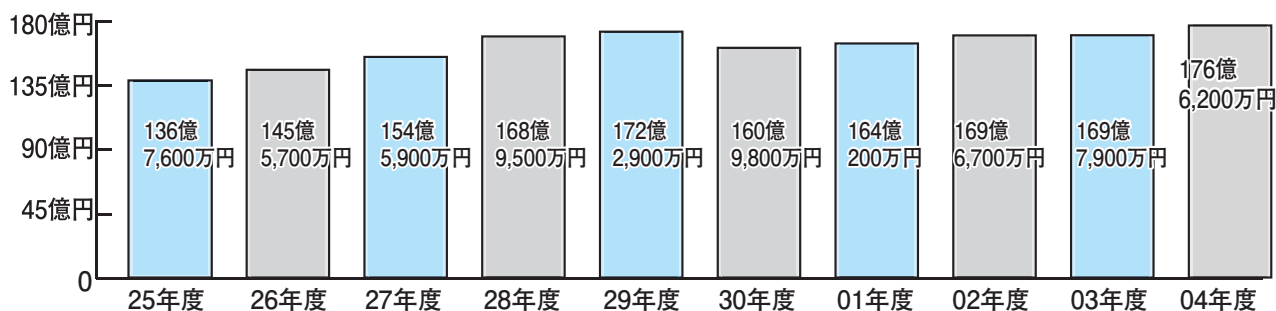
前年度比較 5億2,298万4千円(1.7%)増

▼内訳

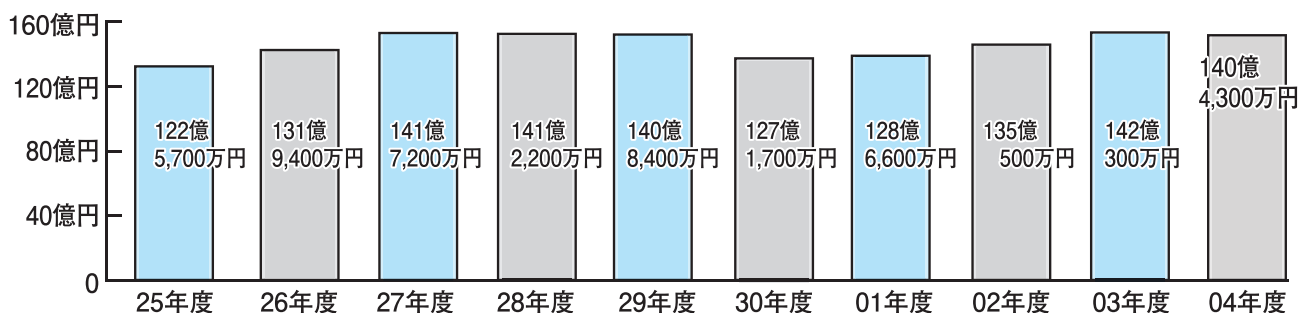
会 計	令和4年度予算	令和3年度比較
一 般 会 計	176億6,200万円	6億8千300万円(4.0%)増
特 別 会 計	96億4,100万円	9,800万円(1.0%)増
国民健康保険特別会計	48億8,300万円	600万円(0.1%)増
介護保険特別会計	36億7,000万円	5,600万円(1.5%)増
後期高齢者医療特別会計	10億8,800万円	3,600万円(3.4%)増
企 業 会 計	44億170万円4千円	2億5,801万6千円(5.5%)減
水道事業会計	16億5,187万5千円	7,587万4千円(4.4%)減
下水道事業会計	27億4,982万9千円	1億8,214万2千円(6.2%)減
公共下水道事業	25億19万2千円	8,314万4千円(3.2%)減
農業集落排水事業	2億4,963万7千円	9,899万8千円(28.4%)減

●予算書および予算の概要は町ホームページでもご覧になれます

▼一般会計予算の推移

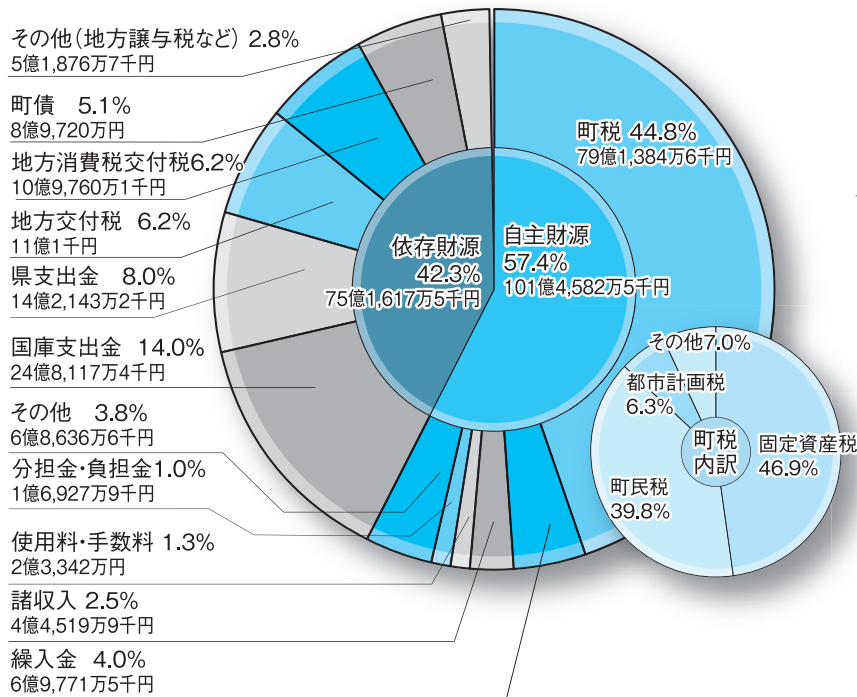


▼特別会計・企業会計予算の推移



予 算

←一般会計予算歳入



▼自主財源と依存財源

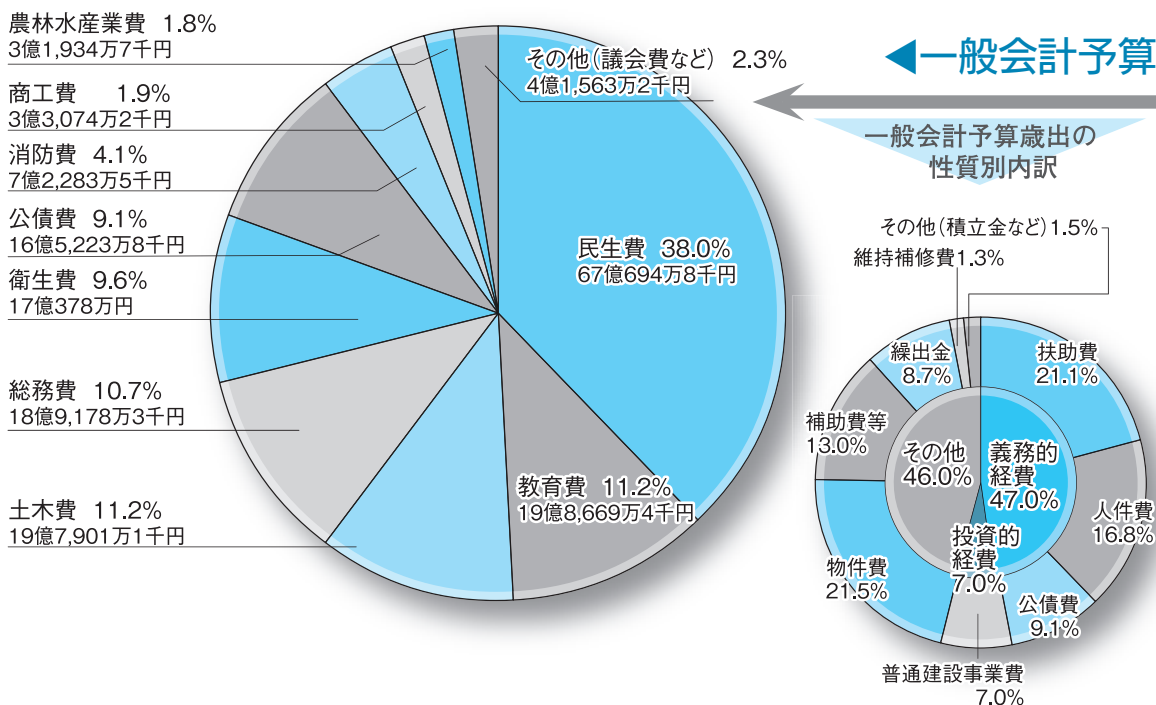
『自主財源』は、町が自主的に得られる財源で、町税・諸収入等です。

『依存財源』は、国や県から交付される財源で、地方交付税・国庫支出金・県支出金等です。

自主財源の割合が高いほど、安定した自主性のある行政運営が行えます。

町税は、法人町民税や固定資産税の増などにより 79 億 1 千 4 百万円で、対前年度 3 億円 (3.9%) の増。地方交付税は、11 億円で、5 億 8 千 9 百万円 (115.3%) の増。国庫支出金は、24 億 8 千 1 百万円で、5 千 6 百万円 (2.2%) の増。県支出金は、14 億 2 千 1 百万円で、3 千 2 百万円 (2.3%) の増。繰入金は、6 億 9 千 8 百万円で、3 千 8 百万円 (5.2%) の減。町債は、8 億 9 千 7 百万円で、5 億 9 千 3 百万円 (39.8%) の減となりました。

←一般会計予算歳出



総務費では、庁舎維持管理費の増などにより、18 億 9 千 2 百万円、対前年度 8 千 7 百万円 (4.8%) の増。民生費では、民間保育所等管理運営事業の増などにより、67 億 7 百万円で、対前年度 1 億 3 百万円 (1.6%) の増。衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増などにより、17 億 4 百万円で、対前年度比 3 億 4 千 4 百万円 (25.3%) の増。商工費では、ふるさと納税事業の増などにより、3 億 3 千 1 百万円で、対前年度 1 億 6 百万円 (47.5%) の増。土木費では、都市排水路整備事業の減などにより、19 億 8 千万円で、対前年度 1 億 4 千 9 百万円 (7.0%) の減。教育費では、中学校施設整備事業の増などにより、19 億 8 千 7 百万円で、対前年度 1 億 3 千 7 百万円 (7.4%) の増となりました。

※項目ごとの割合は四捨五入で記載しているため、合計が合わない場合があります。

令和4年度 主要事業

本年度に実施する新規事業など、主な事業を「阿見町第6次総合計画」に定める4つのまちづくりの基本目標に分けて紹介します。

3. 暮らしを支えるまちづくり

- **スマホ決済ポイント還元業務《新規》【1,000万円】**
ポイント還元率30%で決済総額を25,000千円(ポイント付与額7,500千円)のキャンペーンを行い、町内の消費拡大を図り、商業の振興と活性化に繋がります。【商工観光課】

- **公園緑地整備事業 【2,270万円】**
町民参加によるワークショップの活用によって地域のニーズにあった公園計画を策定し、潤いのある緑豊かで愛着をもてる公園整備を推進します。【都市整備課】

- **都市計画道路寺子・飯倉線整備事業【2億2,444万円】**
安全・快適で地域の活性化を促す道路ネットワークを確立するために、都市計画道路の整備を推進します。【都市整備課】

- **公共交通推進事業 【2,277万円】**
高齢者や学生等の移動制約者の移動利便性を確保するため、デマンドタクシー『あみまるくん』の利便性の向上や新たな公共交通体系の構築に取り組みます。【都市計画課】

《その他の主な事業》

- **道路橋梁維持補修事業 【3億7,715万円】**
- **道路新設改良事業 【1億1,170万円】**

4. 安全・安心のまちづくり

- **防犯カメラ設置事業《新規》【520万円】**
街頭防犯カメラの設置を推進することによって、交通事故と犯罪のない安全安心なまちづくりの実現を目指します。【生活環境課】

- **不法投棄対策事業 【2,212万円】**
廃棄物の不法投棄や不適正残土の堆積は、安心・安全な町民生活を直接脅かす問題であることから、抑止力を高めるために監視体制の強化を図ります。【廃棄物対策課】

- **公共下水道整備事業 【5億2,880万円】**
公共下水道(汚水)の整備を進めることにより、下水道普及率を向上させ生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図ります。【上下水道課】

《その他の主な事業》

- **配水施設整備事業 【2億6,620万円】**

1. 人がつながるまちづくり

- **町プロモーション映像制作事業《新規》【251万円】**

町の子育てや福祉、生活環境など、町に存するさまざまな資源を取り上げ、町の魅力発信の強化を図ります。【秘書広聴課】

- **二所ノ関部屋連携推進事業《新規》【585万円】**

大相撲の「二所ノ関部屋」との連携・支援について、スポーツや文化、観光や農業のみならず、全庁的にさまざまな分野で効果的な連携・支援の推進を図り、全国へ町をPRし定住人口・交流人口の増加を目指します。【秘書広聴課】

- **総合計画策定事業 【1,026万円】**

現計画である「第6次総合計画 後期基本計画(2019～2023)」が令和5年度に計画期間満了を迎えることから、次期計画である「第7次総合計画」を策定し、町政を総合的かつ計画的に運営します。【政策企画課】

《その他の主な事業》

- **みんなが主役のまちづくり事業【377万円】**
- **DX推進事業《新規》【417万円】**

2. 人を育むまちづくり

- **阿見町保育士等処遇改善助成金【2,358万円】**
町内私立保育施設勤務の保育士に対し処遇改善の補助をすることにより、町外施設への流出防止および確保を図り、待機児童の解消を目指します。【子ども家庭課】

- **医療給付事業 【3億6,286万円】**
小児等、妊産婦、ひとり親家庭の母子および父子、重度心身障害者の人が、必要とする医療を容易に受けられるよう医療費の一部を助成し、健康の保持促進と生活の安定を図ります。【国保年金課】

《その他の主な事業》

- **地域子育て支援センター事業【710万円】**

軽自動車税(種別割) 減免手続き・税率

問い合わせ 税務課 ☎888-1111(152)

心身に障害のある人が使用する軽自動車、二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けられる制度があります。

■障害者減免

身体障害者手帳などの交付を受けている障害者の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの

▼対象となる障害等級

- ①身体障害者手帳 下記の表をご参照ください
- ②戦傷病者手帳 税務課にお問い合わせください
- ③精神障害者保健福祉手帳 障害等級が1級のうち、自立支援医療受給者証(精神通院)または医療福祉費受給者証(マル福)の交付を受けている人もしくは当該障害のため通院している人
- ④療育手帳 判定が㊦またはA

▼対象となる運転者

- ①障害者本人
- ②障害者と生計を一にする人(同居または健康保険や税法上で扶養関係がある人等)
- ③障害者のために、週3日以上常時介護している人(障害者のみ世帯または70歳以上の人(もしくは未成年)と障害者のみで構成する世帯が対象
※減免申請できるのは障害者ひとりにつき、普通自動車を含めて一台に限ります

※法人名義・リース・営業用(黒ナンバー)の車両は、減免の対象とはなりません

※軽自動車税の減免を受けていると福祉タクシー券は申請できません

■構造減免

構造が専ら身体障害者などの利用に供するための構造を有する車両で、車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」・「身体障害者輸送車」等の記載がある特殊用途軽自動車(8ナンバー車)

■公益減免

専ら公益事業の用に供すると認められる車両

※個人名義、リース車両は減免の対象とはなりません

■申請受付期間

納税通知書(5月中旬発送予定)が届いてから、納期限【5月31日(火)】までです。軽自動車税(種別割)納税通知書(原本)・障害者手帳など(原本)・車検証(コピー可)・運転する人の運転免許証(コピー可)・納税義務者の本人確認書類(個人番号カードまたは運転免許証などと個人番号通知カード)をお持ちください。

※減免申請前に納付された場合には、減免申請を行うことはできません。また減免は自動更新ではありません。毎年申請が必要です

対象となる身体障害の程度

障害の区分		障害の級数(程度)
視覚障害		1級から4級までの各級
聴覚障害		2級および3級
平衡機能障害、音声障害(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		3級
上肢不自由		1級および2級
下肢不自由	障害のある人が運転する場合	1級から6級までの各級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
体幹不自由	障害のある人が運転する場合	1級から3級までの各級および5級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ぼうこうまたは直腸機能障害・小腸機能障害		1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		1級から3級までの各級

※総合(合併)等級の場合は、障害区分ごとに判断します。例えば、「上下肢6級」であっても、これを個別に判断すると下肢7級・上肢7級となる場合は、減免となりません

■軽自動車（四輪以上および三輪）

- ①平成 27 年 3 月 31 日以前に初度検査（新規登録）を受けた車両は、平成 27 年度以降も改正前の税率のままです。ただし、③に該当し、重課税率になる場合があります
- ②平成 27 年 4 月 1 日以降に初度検査（新規登録）を受けた車両は、改正後の税率になります
- ③毎年 4 月 1 日現在で初度検査（新規登録）から 13 年を経過した車両は、重課税率になります。ただし、動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は、重課税率の対象とはなりません

種 別			①平成 27 年 3 月以前に 初度検査（新規登録）を 受けたもの（改正前税率）	揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車	
				②平成 27 年 4 月以後に 初度検査（新規登録）を 受けたもの（改正後税率）	③初度検査から 13 年を 経過したもの（重課税率）
軽 自 動 車	乗 用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
	三輪のもの		3,100 円	3,900 円	4,600 円

■グリーン化特例（軽課税率）

令和 3 年度税制改正により、軽四輪車等のグリーン化特例について、適用期限が 2 年間延長されますが、対象車は電気自動車等および乗用車（営業用）に限定されます。令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに初度検査（新規登録）を受けた車両について、取得の翌年度分に限り税率が軽減されます。

▼令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの新規登録車両の要件

- ①電気自動車・天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス規制 10%以上低減または平成 30 年度排出ガス規制適合）・燃料電池自動車
- ②乗用車（営業用）：令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 90%以上達成車
- ③乗用車（営業用）：令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 70%以上達成車
- ※②・③に該当するガソリン車・ハイブリッド車の場合、いずれも平成 17 年排出ガス規制 75%低減達成車または平成 30 年排出ガス規制 50%低減達成車に限りです

▼特例措置の内容

- おおむね 75%軽減
- 上記②についてはおおむね 50%軽減
- 上記③についてはおおむね 25%軽減

■原動機付自転車や 125cc 以上のバイク・小型特殊自動車

種 別		税 額
原動機付自転車	50cc (0.6kw) 以下のもの（ミニカーを除く）	2,000 円
	90cc (0.8kw) 以下のもの	2,000 円
	125cc (1kw) 以下のもの	2,400 円
	ミニカー 20cc (0.25kw) 超 50cc (0.6kw) 以下のもの	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円
	その他のもの（フォークリフト等）	5,900 円
二輪の軽自動車	250cc 以下のもの（側車付のものを含む）	3,600 円
二輪の小型自動車	250cc 超のもの	6,000 円

あなたのちからを地域防災に生かしませんか 消防団員募集！

防災危機管理課消防係 ☎888-1111(279)

消防団員とは？

常勤で消防任務につく消防署員と異なり、他の職業に就きながら災害時は任務にあたる非常勤の地方公務員です。消防団員は地域住民の安全安心なくらしをまもるため、日夜にわたり活躍する有志で構成されています。しかし、近年消防団員数は減少傾向にあり、消防署にかかる負担は増えています。そのため、大災害時などに同時多発的に生じる火災の対応には人手不足が危惧されます。消防団の活動を通じて得られた防災に関する知識や経験は、必ず自分とその家族を守るちからとなります。自らの手で自分の大切なものを守るため、ぜひ消防団に入団しましょう。



▲活動中の女性消防団員の皆さん

消防団のおもな活動

消防団の活動は多方面にわたり、消防署と協力して任務にあたります。

▼**男性**：火災時の消火活動や交通整理、風水害・大地震時の避難誘導、行方不明者搜索、各種訓練および出初式等行事の参加、水利点検等

▼**女性**：防火防災教室、消防団員啓発活動等。消防団の活動は多方面にわたり、消防署と協力して任務にあたります

消防団員の待遇

▼年額報酬の支給あり(28,000 円～) ▼災害および訓練等の出場手当の支給あり(2,000 円～ 2,500 円/回) ▼5 年以上在籍で退職報償金の支給あり(200,000 円～) ▼活動時のけがなどに対する補償や入院見舞金を支給する福祉共済制度あり ▼制服・活動服の貸与など

消防団員になるには？

▼下記①～③の応募条件を満たしている人で入団を希望する人は、防災危機管理課までお問い合わせください
応募条件：①町内に在住または通勤・通学している②18 歳以上である③健康である

▼**申込・問い合わせ**：防災危機管理課消防係(消防団事務局)
☎888-1111(279)

消防団の組織

消防団長を筆頭に副団長、指導員からなる消防団本部と、15 の分団で構成されています。また機能別分団として、女性消防部、役場消防部があります。



▲男性消防団員によるポンプ操法訓練

分団管轄行政区一覧

分団名	行政区
第 1 分団	中郷東・中郷西・西郷・阿見台
第 2 分団	立ノ越・青宿・新町
第 3 分団	大室・岡崎・廻戸・霞台・曙東・曙南・レイクサイドタウン
第 4 分団	北・宿・西方
第 5 分団	中央東・中央西・中央南・中央北・鈴木・富士団地・白鷺団地
第 6 分団	三区上・三区下・上郷・一区南・一区北
第 7 分団	二区北・二区南・住吉・一区・本郷

分団名	行政区
第 8 分団	上本郷・下本郷・中根・シンワ
第 9 分団	実穀・寺子・上小池・下小池・上長・筑見
第 10 分団	上吉原・中吉原・下吉原・大砂・福田・新山
第 11 分団	君島・石川
第 12 分団	塙・追原・上条
第 13 分団	飯倉・大形・飯倉二区
第 14 分団	上島津・下島津・南島津・南平台一丁目・南平台二丁目・南平台三丁目
第 15 分団	掛馬・竹来

ごみのポイ捨てや不法投棄をなくしましょう！ 町内クリーン作戦

町内クリーン作戦および家庭用使用済み天ぷら油の回収は、新型コロナウイルス感染症の状況により内容が変更になることがあります。

町内クリーン作戦の実施 廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎ 889-0091

町では、環境美化の推進のために、5月と11月に年2回の「町内クリーン作戦」を実施しています。

今年度の第1回「町内クリーン作戦」は、下記のとおり実施しますので、皆さんの積極的な参加をお願いします。当日は行政区長、班長などの指示に従い清掃を行ってください。

▼期日 5月29日(日) ※雨天予備日 6月5日(日)

5月は関東地方環境美化運動の一環として5月30日(ごみゼロの日)に近い日曜日に実施しています

▼作業内容 ▼空き缶・空きビン等のポイ捨てごみの回収 ▼ごみ集積所の清掃

▼その他 ▼開始時間は各行政区によって異なります

▼家庭からの一般ごみおよび粗大ごみについては回収しません

家庭用使用済み天ぷら油の回収 生活環境課 ☎ 888-1111 (251)

町家庭排水浄化推進協議会では、霞ヶ浦の水質浄化のために、「家庭用使用済み天ぷら油の回収」を町内クリーン作戦に合わせて、次のとおり実施します。

▼期日 5月29日(日) ※雨天予備日 6月5日(日)

▼回収手順

①使用済み天ぷら油の天かすなどを取り除く

②使用済み天ぷら油をペットボトル等に入れる

③行政区が指定した回収場所に油の入ったペットボトル等を持っていく

④使用済み天ぷら油を回収缶に移す

⑤空になったペットボトルは、次回の回収用に使用するか、燃えるごみとして処分してください

▼その他 ▼不純物が多く混入していると、回収できない場合があります

▼工業用油は回収しません

▼回収した天ぷら油は、にわたりの飼料などに再利用されます

『緑のカーテン講習会』参加者募集 生活環境課 ☎ 888-1111 (251)

ご家庭で作る緑のカーテンは、室内の温度を下げる効果があり地球温暖化対策につながります。

町では、アミエコクラブとの共催により緑のカーテンをご家庭で上手に育てる講習会を開催します。皆さんぜひご参加ください。

▼日時 6月11日(土) 午前10時から

▼場所 中央公民館1階ロビー

▼講師 山田晃太郎氏

▼募集人数 40人(定員で締切)

▼募集期間 5月9日(月)～27日(金)

▼申込方法 上記に電話または直接申し込む

▼その他 参加者には苗をプレゼントします。苗を入れる袋か箱を持参してください。なお、感染症予防のためマスクを着用してご参加ください

※新型コロナウイルス感染症の状況により内容が変更になることがあります



国民年金保険料 の額と納め方



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

保 険料を未納にすると、生活の支えとなる年金が受けられなくなる場合もあります。忘れることなく納めましょう。

■保険料の額

保険料は、20歳から60歳まで納めることとなります。毎月の保険料は翌月末日までに納付することになっています。

▼保険料：令和4年度は月額16,590円

▼付加保険料：月額400円。付加保険料を納付すると、200円×付加保険料納付済月数―で計算された金額が、老齢基礎年金に計算されます

※納めた保険料は、全額社会保険料控除の対象となります

■納め方

①納付書(現金)で納付

日本年金機構から送付された納付書で、銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・労働金庫・信用組合・コンビニエンスストア―で納めることができます(役場・出張所では取り扱いできません)。

②納付書(現金)による前納で納付

納める月が早いほど割引額が多くなります。その年度の一定期間の保険料を前もってまとめて納める(前納)と、保険料が割り引きされてお得です。

▼2年前分納…割引額14,540円

▼1年前分納…割引額3,530円

▼半年分前納…割引額810円

③口座振替で納付

口座振替なら納付書(現金)で納めるより割引額が多くお得です。

▼2年前分前納…割引額15,790円

▼1年前分前納…割引額4,170円

▼半年分前納…割引額1,130円

▼毎月納付は2種類

▼早割(当月末振替)…月々50円割引(例…4月分の保険料を4月末日に振替)

▼翌月末振替…割引なし(例…4月分の保険料を5月末日に振替)

▼口座振替手続きに必要なもの
●運転免許証など本人確認

▼口座振替で前納するのがお得です

納付方法	1 か月分	6 か月分	1 年分	2 年分
現金支払い(月々)	16,590 円	99,540 円	199,080 円	397,320 円
現金支払い(前納) 【割引額】	—	98,730 円 【810 円】	195,550 円 【3,530 円】	382,780 円 【14,540 円】
口座振替(早割) 【割引額】	16,540 円 【50 円】	99,240 円 【300 円】	198,480 円 【600 円】	396,120 円 【1,200 円】
口座振替(前納) 【割引額】	—	98,410 円 【1,130 円】	194,910 円 【4,170 円】	381,530 円 【15,790 円】

※納めていない期間の保険料については、納付期限から2年を経過すると時効により納められなくなります

※時期により前納できる期間に制限があります

ができるもの▼年金手帳
または基礎年金番号通知書
もしくは納付書等基礎年金
番号のわかるもの▼通帳▼
金融機関届出印
※口座をお持ちの金融機関
(ゆうちょ銀行含む)窓口
または年金事務所でお申し
込みください

④その他

電子納付やクレジットカードを利用した納付もできます。

※詳しくは土浦年金事務所
にお問い合わせください
☎825-1170

知って安心！介護保険 地域密着型サービス

介護 保険

高齢福祉課介護支援係 ☎ 888-1111 (753)

サービスの概要

地域密着型サービスは、認知症高齢者・単身高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が介護の必要な状態となっても、住み慣れた自宅や地域でできる限り生活が続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

サービスの主な特徴

- ▽ 地域密着型サービス事業所の指定および指導・監督は、市町村が行います
- ▽ 地域密着型サービスの利用者は、原則として事業所が所在する市町村の住民（介護保険の被保険者）のみとなります
- ▽ 利用者の家族や地域の代表者が参加する運営推進会議において、運営状況の報告や意見交換などが行われ、より良い生活が送れるよう話し合いが行われます

サービスの主な種類

- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
認知症の高齢者が共同生活を営む住居（グループホーム）で食事・入浴などの介護や支援を受けることができます。

要介護1～5の人、要支援2の人が利用できます（要支援1の人は利用できません）。家庭的な雰囲気の中で1ユニット9人以下の少人数での共同生活を営みます。グループホームでは自分でできることは自分で行い、季節の行事やレクリエーション、地域の行事への参加など、さまざまな催しが行われます。町では5事業所（表1：①～⑤）が整備されています。

小規模多機能型居宅介護

小規模の住宅型の施設で『通い』を中心としながら『訪問』や『宿泊』などを組み合わせ、食事・入浴などの介護サービスが受けられます。要介護1～5の人、要支援1・2の人が利用できます。

「通い」「訪問」「宿泊」等のサービスを利用するときに同じ施設、なじみのスタッフによる対応ができるので、継続性のあるサービスを受けることができます。

町では、2事業所（表1：⑥⑦）が整備されています。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。介護と医療それぞれのサービスが必要な人がサービスを

受けることができます。要介護1～5の人が利用できます（要支援1・要支援2の人は利用できません）。町では1事業所（表1：⑧）が整備されています。

地域密着型通所介護（デイサービス）

定員が18人以下の小規模な

通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを日帰りで受けることができます。要介護1～5の人が利用できます。町では2事業所（表1：⑨⑩）が整備されています。

表1：町内の地域密着型サービス提供事業所

種類	事業所名	所在地 電話番号	定員
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	①阿見ケアコミュニティそよ風	うずら野 4-24-5 ☎843-7130	18人
	②グループホームすみれ	岡崎 2-8-19 ☎887-0086	9人
	③グループホームつくし	曙 176-3 ☎887-2823	18人
	④グループホームわかぐり	鈴木 136-3 ☎891-2300	18人
	⑤グループホーム阿見	若栗 2957-5 ☎889-2767	18人
小規模多機能型 居宅介護	⑥小規模多機能型 居宅介護すみれ	岡崎 2-8-19 ☎875-4102	25人
	⑦小規模多機能 居宅介護事業所優愛	中央 5-19-20 ☎893-2588	29人
看護小規模多機能型 居宅介護	⑧看護小規模多機能型 居宅介護さくらす	荒川本郷 1854-21 ☎875-6711	29人
地域密着型 通所介護	⑨機能訓練型 デイサービス アルク（R4.3月～開始）	中央 5-6-26 ☎888-9611	15人
	⑩共生型通所介護・生活介護事業所 ままりん（R4.3月～開始）	中郷 2-23-9 ☎070-9008-5884	18人

住み慣れたまちで安心して暮らすために

お年寄りの 毎日を支えます



高齢福祉課 ☎888-1111(142・743)

町で利用できる 65 歳以上の高齢者の関連サービスを紹介します

※新型コロナウイルス感染症の影響により一部サービス内容を変更する場合があります

■ 高齢福祉課

シニアカード	町内に居住する 65 歳以上の人へ協賛店舗から割引やポイント加算等のお得なサービスを受けられるカードを配付します。
緊急通報システム 整備事業	ひとり暮らしの高齢者・世帯全員が 75 歳以上の高齢者世帯等に緊急通報装置を設置し、急病・災害等の緊急時に迅速・適切な対応を図り、不安の解消と生活の安全を確保します。また、月に一度利用者の状況を確認します。 ▼個人負担があります。また、電話回線の種類により使用できない場合があります
ひとり暮らし高齢者 愛の定期便事業	ひとり暮らしの高齢者で安否確認の必要性が高いと民生委員が確認した高齢者に、乳製品の手渡し配達による安否確認を行います。 ▼緊急通報システムの貸与を受けられる場合、そちらが優先になります。また、介護保険サービスを週 1 回以上利用している人は対象外になります
要介護認定者 福祉タクシー 利用料金助成事業	要介護 1 ～ 5 の認定を受けていて、外出時に常時車いすやストレッチャーに乗ったままの移動を必要とする人に、利用者宅と特定の医療機関等の往復に必要な福祉タクシー費用の一部を助成します。(社会福祉課から「障害者福祉タクシー利用券」の交付を受けている人、自動車税や軽自動車税を減免されている人、施設に入所している人は対象外になります) ▼助成限度額: 1 回につき 4000 円 (片道を 1 回として年間最大 24 回まで)
日常生活用具 給付事業	ひとり暮らしの高齢者または世帯全員が 75 歳以上の高齢者世帯で住民税が非課税である世帯に属する人に、電磁調理器等を給付します。 ▼個人負担があります
シルバーカー 購入費助成事業	住民税が非課税の世帯に属し歩行が困難であると民生委員が確認した人で、シルバーカーを購入した人に対して助成金を交付します。シルバーカー購入日から 30 日以内に申請が必要です。 ▼領収書またはレシートが必要です (助成限度額: 5000 円)
福祉電話貸与事業	低所得で電話機を有していないひとり暮らしの高齢者に電話機を貸与し、利用料金の一部を助成します。
家族等介護用品 支給事業	介護保険で要介護 3 以上 (要介護 3 の人は、排尿または排便の介助が必要な人) と認定された住民税非課税の人在宅で介護する家族などに、紙おむつ・尿取りパッドを希望により支給します。 ▼要介護 1・2 の人は対象外です
徘徊高齢者家族 支援サービス事業	徘徊の見られる在宅の高齢者を介護する家族に、GPS 発信機の貸与や、QR コードシートの配付を行い、徘徊・そのほかの緊急時に迅速に対応できるようにします。 ▼GPS 発信機を紛失・破損した場合の費用や QR コードシートの追加購入費用は個人負担
在宅寝たきり 高齢者等介護慰労金 支給事業	基準日 (12 月 31 日) 以前に 1 年間継続して介護保険で要介護 4 以上と認定された 65 歳以上の高齢者を、同期間内で所定期間介護保険サービスを利用せず、在宅で介護している家族に慰労金を支給します。 ▼対象となる可能性のある人には 12 月末に案内文を送付します
生活管理指導 短期宿泊事業	介護保険で自立と認定されたひとり暮らしの高齢者などで、日常生活に支障のある人を対象に、短期宿泊 (原則 7 日以内) による生活指導・支援を行います。 ▼同一世帯の住民税課税状況により個人負担額が異なります
要介護者等 緊急短期宿泊事業	介護保険利用限度超過者で、家族の介護を受けられず緊急に入所が必要な人を対象に短期宿泊 (原則 7 日以内) による支援を行います。 ▼同一世帯の住民税課税状況・要介護度などにより個人負担額が異なります

■高齢福祉課

高齢者住宅 リフォーム助成事業	介護保険で要支援・要介護と認定され、住民税が非課税の世帯に属する高齢者などに対し、日常生活で直接利用する住宅の改造経費の一部を助成します。
成年後見制度 利用支援事業	認知症高齢者・知的障害者・精神障害者（本人に配偶者または2親等以内の親族がいない人）等、判断力の十分でない人が各種手続きや契約を行うときに不利にならないようにするため、成年後見制度を利用する際の申立や申立費用等を支援します。 ※知的・精神障害者は社会福祉課障害福祉係で受付 ▼助成額：所得などにより異なります

■健康づくり課

つるかめ教室	運動普及推進員が介護予防のための簡単な体操・ストレッチ・レクリエーションを行います。 ▼対象：10人以上の高齢者団体 ▼実施回数：月1回 ▼実施場所：地区公会堂など
健康相談	健康に関する個別の相談に、保健師・栄養士が応じます。

■町社会福祉協議会

給食サービス事業	65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者などに、調理ボランティアによるお弁当（昼食）を配送・訪問ボランティアにより自宅へ届けます。 ▼利用期日：毎月第2・4水曜日（祝日、7・8月の夏季を除く）
生活援助型 食事サービス	配偶者以外の同居の家族がいない65歳以上の高齢虚弱または心身の障害により自ら調理することが困難な人が、申請により認定された場合、夕食を配達し自立生活を支援します。 ▼利用期日：毎週月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） ▼利用料（個人負担分）：1食あたり普通食410円・特別食570円
心配ごと相談	生計・家族・財産などに関する悩みごとの相談を受け、日常生活の不安解消を図ります。 ※詳細は28ページ（定例相談）参照
ふれあい電話	申請された65歳以上のひとり暮らし宅に電話をかけ、安否確認や孤独感の解消を目的として日常のお話し相手をするふれあい型の電話サービスです。 ▼実施期日：火・木曜日午後1時30分～3時（祝日・年末年始を除く）
在宅福祉 （有償）サービス 事業	おおむね65歳以上の日常生活に支障のある世帯に、有料の在宅福祉サービスを提供します。 ▼登録会員方式：利用会員・協力会員 ▼サービス内容：食事の支度・洗濯・掃除・買い物等の家事支援、通院など外出時の付き添いなど ▼利用時間：午前7時～午後7時（年末年始を除く） ▼利用料：1時間600円
車いす貸出事業	町内在住の人に、一時的（1か月を限度）に車いすを貸し出します。
低床カー貸出事業	車いすごと乗れる軽自動車を2日間限度で貸し出します。 ▼負担：1kmあたり10円のガソリン代がかかります
日常生活 自立支援事業	認知症の高齢者や知的・精神的に障害のある人等、判断能力が不十分かつ親族などの援助が得られない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービスなどを行い日常生活を支援します。 ▼利用料 ▼福祉サービスの利用手続きの援助・日常生活の金銭管理サービス（生活支援員派遣による援助）：1時間あたり1100円▼交通費：1kmあたり37円のガソリン代 ▼書類等預かりサービス（保管料）：1か月あたり500円 ※生活保護受給者は免除になります

■地域包括支援センター

高齢者に 関する総合相談	介護や福祉・高齢者虐待等の高齢者に対する総合的な相談・支援を行います。また、要支援者・事業対象者のケアプランの作成やケアマネジメントを行います
家族介護支援事業	在宅で介護している人・近くで支援している人・介護に興味をお持ちの人等を対象に、介護・福祉の知識や技術に役立つ教室を開催します。また、介護する人同士の交流や情報交換の機会を提供します

各サービスの問い合わせ

▼高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (142・743) ▼健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

▼町社会福祉協議会 ☎887-0084 ▼地域包括支援センター ☎887-8124

子育て支援事業の取り組み

子ども家庭課 ☎ 888-1111 (117・708)

町内の保育施設

保育施設とは、保護者が働いているまたは病気などで保育ができない場合にお子さんを預かり保育するところです。それぞれ開所(園)時間等特色が異なりますので、希望施設を決定する際には事前に見学することをお勧めします。

施設名	施設の種類	所在地	電話番号	定員	保育年齢
中郷保育所	公立保育所	阿見 4002-5	887-3331	150人	生後8週～5歳
南平台保育所		南平台 1-31-6	840-2081	100人	
二区保育所		うずら野 1-29-11	841-2301	100人	
あゆみ保育園	私立保育園	阿見 4958-5	888-3681	130人	生後3か月～5歳
阿見ひかり保育園		曙 247-1	879-5155	110人	生後8週～5歳
さくら保育園		荒川本郷 2033-336	896-3678	130人	
阿見きらり保育園		荒川本郷 1902-1	875-8135	150人	
LIFESCHOOL 阿見		荒川本郷(番地未定)	080-9712-5263	150人	
阿見認定こども園	幼保連携型認定こども園	阿見 5205-2	887-7388	180人	生後8週～5歳
認定こども園 阿見みどり幼稚園		鈴木 25-10	887-7471	254人	生後3か月～5歳
認定こども園 ふたば幼稚園	幼稚園型認定こども園	岡崎 3-2-1	887-0055	180人	3歳～5歳
小規模保育園 虹いろキッズ	小規模保育事業所	鈴木 59-4	893-2273	19人	生後3か月～2歳
ニチイキッズ あみ保育室		阿見 3962-6	891-0855	19人	生後8週～2歳
キッズハウス にじの森		うずら野 1-34-13	845-7654	12人	
まるこのおうち	家庭的保育事業所	廻戸 272-1	090-7946-1263	5人	生後6か月～2歳
にこちゃんランド		阿見 246	070-3996-1647	3人	生後6か月～2歳
ふらわあばすけっと		中央 6-19-28	888-9617	3人	生後6か月～2歳

※認定こども園の定員には、教育(幼稚園)部分を含みます

病児保育事業

「病児保育事業」とは、保護者等が就労している世帯で児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、児童を病院等に付設された専用スペース等で一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

実施場所	中央 3-10-3 (東京医科大学茨城医療センター敷地内)
対 象	保護者等が就労している町内在住または在勤者であって、4月1日現在で生後6か月から6歳までの未就学児
利用料金	児童1人につき3,000円 ※昼食・おやつは持参となります
注 意 点	利用する際は、かかりつけ医が乳幼児の病状について記入した「医師連絡票」等の必要書類のご提出がないと利用できません。詳しくは、「たんぽぽ保育室のご利用のしおり」をご参照ください
問 合 せ	たんぽぽ保育室 ☎ 887-5621

民間保育施設

子どもを預かる時間等は施設で独自に設定しています。申し込みは施設に直接お願いします。

託児所	託児所・チャーミー(福田 2404-2) ☎ 889-4321
企業主導型	花くじら保育園(荒川本郷 1854-21) ☎ 875-7878

一時保育事業

保護者の急病・断続的勤務・冠婚葬祭・育児疲れ等の私的理由などで、一時的に保育が困難となる場合に保育施設で一時的に保育する事業です。希望先の保育施設の行事などで受け入れできない場合があります。ご了承ください。

実施場所	公立保育所・私立保育園・ニチイキッズあみ保育室・キッズハウスにじの森
対 象	▼公立保育所: 町内に住民登録している満 1 歳以上から就学前までの児童 ▼私立保育園: 満 1 歳から就学前までの児童 (阿見きらり保育園: 7 か月から、さくら保育園: 町民のみ) ▼ニチイキッズあみ保育室: 生後 2 か月から 3 歳まで ▼キッズハウスにじの森: 生後 3 か月から 3 歳まで (町内に住民登録していること) ※別途条件を設定している場合もあります
利用料金	児童 1 人につき 1 日あたりの料金 (食事・おやつ代含む) ▼公立保育所: 2,000 円 ※公立保育所以外の施設は、園ごとに料金が異なります。各実施場所にお問い合わせください
申込方法	▼公立保育所 ▼利用を希望する保育所に電話予約をします (予約は 1 か月前から可能) ▼初回利用の場合は利用の前に面接が必要です ▼予約がとれたら子ども家庭課に一時保育申込書を提出します ※公立保育所以外の施設は、各実施場所にお問い合わせください
問 合 せ	各実施場所にお問い合わせください。

病後児保育事業

病後児保育とは、病気やけがの回復期にある児童について、保育園などの集団生活には適していないが、保護者の仕事や病気・けが・冠婚葬祭等のやむを得ない理由で家庭で看護できない場合に、一時的にお預かりして保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

実施場所	阿見ひかり保育園・さくら保育園・阿見きらり保育園
対 象	下記の①②のどちらも該当する児童 ①町内に住民登録している児童または実施場所に在籍している② 4 月 2 日時点で 1 歳に到達している
利用料金	児童 1 人につき 2,000 円
注 意 点	▼病気やけがの状態によっては、お受けできない場合もありますのでご了承ください ▼利用する場合は、事前に病院の受診が必要となります ▼病院を受診される前に、実施場所にご確認ください
問 合 せ	各実施場所にお問い合わせください。 ▼阿見ひかり保育園 ☎ 879-5155 ▼さくら保育園 ☎ 896-3678 ▼阿見きらり保育園 ☎ 875-8135

ファミリーサポートセンター

地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりと、女性の社会参加を支援するため“たすけあいの心”を持った地域の人々の協力により行う、会員方式の有料の福祉サービスです。

▼サービスの内容

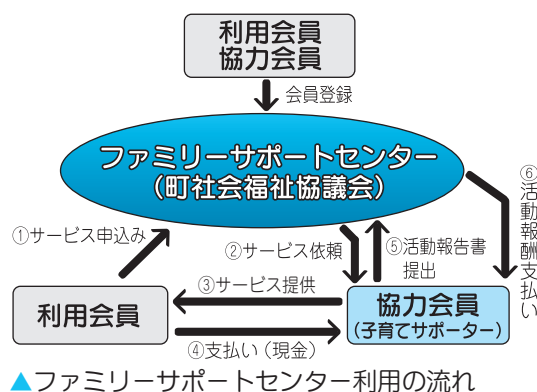
- ① 保育施設の保育開始前・保育終了後の子どもの預かり
- ② 保育施設までの送迎(徒歩または公共交通機関を使つての送迎)
- ③ 学校の放課後・放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- ④ 軽度の病気で学校・保育施設に通えない子どもの世話 (急性期除く)
- ⑤ 親等が病気・通院の際の子どもの預かり
- ⑥ 親が外出の際の子どもの預かり
- ⑦ 産前・産後の家事援助、乳幼児の世話
- ⑧ その他会員間で行う相互援助活動としてふさわしいサービス

▼利用時間および料金

利用時間	午前 7 時～午後 9 時
利用料金	1 時間あたり 400 円 (子ども 1 人の場合) ※延長料金は 30 分未満 200 円、30 分以上は 400 円となります

▼問合せ: 町社会福祉協議会ファミリーサポートセンター (総合保健福祉会館「さわやかセンター」内) ☎ 887-8124

※一時保育事業・病児保育事業・病後児保育事業・ファミリーサポートセンターのご利用にあたっては、一定の要件に該当する場合、無償化の対象になります。ご利用にあたっては下記までお問い合わせください



『各種予防接種』について

健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内) ☎888-2940

風しん抗体検査および予防接種

対象となる生年月日の人には予診票と案内を送付しましたのでご確認ください。

▼対象者

昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性の人

▼受診方法

- ①風しん抗体検査を受ける(無料)
- ②抗体検査の結果、十分な量の風しん抗体がない人は、風しんの予防接種を受ける(無料)

▼有効期間

- ▼抗体検査:令和 5 年 3 月 31 日まで
- ▼予防接種:令和 6 年 3 月 31 日まで

▼その他

転入された人で、抗体検査および予防接種が未実施の場合は下記までお問合せください。

※抗体検査および予防接種を受けたことがある人は対象になりません

高齢者肺炎球菌予防接種

▼助成期間

令和 5 年 3 月 31 日まで

▼助成金額

3,000 円(生涯 1 回のみ)。なお、接種費用から助成額を差し引いた額は自己負担となります)

●高齢者肺炎球菌予防接種(定期接種)

対象となる生年月日の人には予診票と案内を送付しましたのでご確認ください。

▼対象者

以下の生年月日の人で、初めてこの予防接種を受ける場合、接種費用の一部助成を受けることができます。対象となるのは今年度のみとなりますので、助成期間内にお受けください。

※過去にこの予防接種を受けたことがある人は定期予防接種の対象となりません

生年月日	生年月日
昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 33 年 4 月 1 日	昭和 12 年 4 月 2 日～昭和 13 年 4 月 1 日
昭和 27 年 4 月 2 日～昭和 28 年 4 月 1 日	昭和 7 年 4 月 2 日～昭和 8 年 4 月 1 日
昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 23 年 4 月 1 日	昭和 2 年 4 月 2 日～昭和 3 年 4 月 1 日
昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日	大正 11 年 4 月 2 日～大正 12 年 4 月 1 日

60 歳～65 歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器疾患・ヒト免疫不全ウイルスによる疾患により、身体障害者手帳 1 級を取得している場合も、初めてこの予防接種を受ける場合には、助成を受けることができます。

●高齢者肺炎球菌予防接種(任意接種)

接種日当日に町に住民登録があり、以下のすべての条件に該当する人に接種費用の一部助成を実施します。

▼対象者

- ① 65 歳以上の人
- ② 高齢者肺炎球菌予防接種の定期接種対象でない人(定期接種対象の生年月日だが、過去に接種している人を含む)
- ③ 過去 5 年以内に高齢者肺炎球菌の予防接種を受けたことがなく、町の助成を 1 度も受けたことがない人

▼申請方法

予防接種を受ける前に、健康づくり課窓口(総合保健福祉会館「さわやかセンター」内)で、予診票の交付申請をしてください。発行された予診票を使用することで助成を受けることができます

▼その他

- ▼申請の際には身分証明書をご持参ください
- ▼代理者による申請の場合は、委任状と代理者の身分証明書をご持参ください

『こころの体温計』であなたのこころの状態をチェックしてみましょう！

町では広く町民の皆さんに「こころの健康」に関心を持っていただき、メンタルヘルスに関する問題の早期発見・早期治療を推進するため、「こころの体温計」のサービスを提供しています。

特に春は新しい生活のスタートを迎える人が多く、大きく生活環境が変わることで、ストレスを感じやすい時期でもあります。

「こころの体温計」で自分のこころの状態をチェックして、深刻な状態になる前に早めの対処を心がけましょう。

『こころの体温計』とは

パソコンや携帯電話を利用して気軽にメンタルヘルスチェックができるシステムです。健康状態・人間関係・住環境などに関するいくつかの質問に回答していただくと、水槽の中で泳ぐ赤や黒の金魚・猫など複数のキャラクターが登場し、あなたのストレス度や落ち込み度を表示します。



利用方法

パソコン、スマートフォン・携帯電話等から下記の方法でご利用いただけます。

▼パソコンで利用する場合：ホームページ (<https://fishbowlindex.jp/ami/>) からご利用ください

▼スマートフォン・携帯電話等で利用する場合：右記二次元コードからご利用ください

※町ホームページからもご利用いただけます



二次元コード▲

ご相談ください！『こころの健康相談』

新型コロナウイルス感染症により、生活にさまざまな影響が生じ、不安やストレスを感じている人も多いかと思います。

町では、こころの悩みやこころの健康についてのご相談をお受けしています。

こころの病気の不安や悩みがあるけれど受診が必要かどうかわからない、家族としてどのように接したらよいかわからない等、ご心配なことがあれば一人で悩まず、お早めにご相談ください。秘密は厳守します。

対象者

町内在住の人、またはそのご家族の人

相談日時

▼日程：毎月1回（日にちは広報あみお知らせ版でお知らせします）

▼時間：①午後1時～2時

②午後2時30分～3時30分

申込方法

電話または直接健康づくり課（町総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）にお申し込みください（予約制・相談料は無料）

※匿名での予約や本人・家族以外の人からの相談はお受けできません

相談場所

町総合保健福祉会館「さわやかセンター」内相談室

相談スタッフ

精神保健福祉士、町保健師

～相談した人の声～

- ▼相談したことによって気持ちが楽になった
- ▼こころに引っかかっていたものが軽くなった
- ▼病院を受診するきっかけになった



うるおいある街並みに！

生垣設置の助成制度



都市計画課 ☎888-1111 (232)

生垣設置の助成

生垣設置の助成

町では、町景観条例第9条に基づき、潤いある街並みと安全な生活環境を確保するため、町が費用の一部を負担して生垣の設置を奨励しています。

生垣は、街並みに潤いを与えるとともに、風通しを良くし、居住性を高めます。また、ブロック塀を生垣にすることで倒壊を防ぎ、地震被害を予防することもできます。

補助の対象区域

▼町全域

補助を受けられる人

▼土地の所有者または生垣の設置に権限を有する人

補助対象となる生垣

▼新たに生垣を設置する場合
▼既存のブロック塀等を撤去して生垣にする場合

補助を受けられない生垣

▼国または地方公共団体の所有または管理に属する土地に設置されるもの
▼建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる敷地に設置されるもの

補助額の基準

補助対象となる生垣設置に対する補助の限度額	新たに生垣を設置する場合	1m 当たり 5,000 円
	ブロック塀等の撤去を伴う場合	1m 当たり 7,500 円
補助率	生垣設置に要する経費（※）の 2 分の 1 （ブロック塀等の撤去を伴う場合はその経費も含む）	
補助限度額	175,000 円 （角地の 2 辺に設置する場合は 350,000 円）	

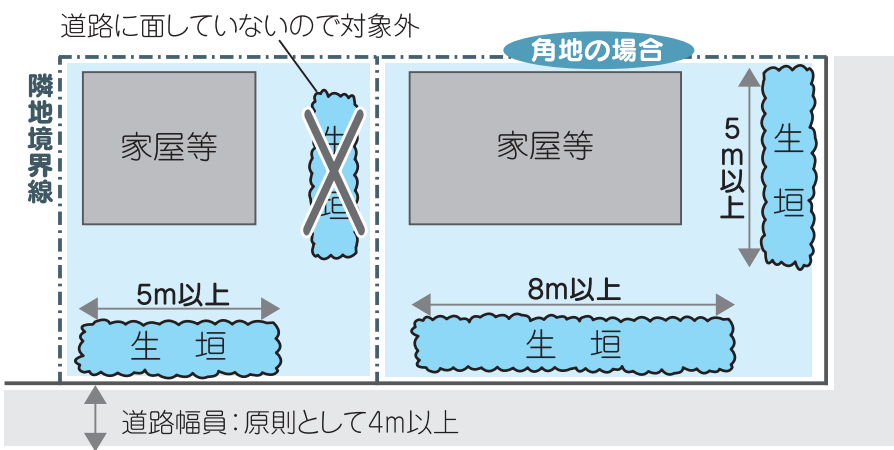
※生垣設置に要する経費とは、植手間・樹木・垣・支柱等を言います

▼条例による補助金の交付を受け、生垣を設置した敷地または緑化した敷地に、再び設置されるもの
▼不動産の販売を目的として設置されるもの
▼ほかの法令等の規定により、補助または補償を受けたもの

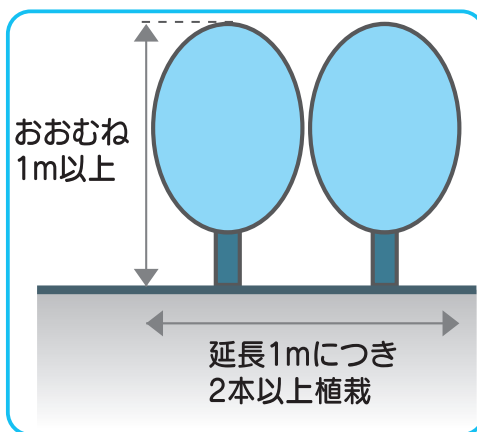
補助の条件

生垣の長さなど

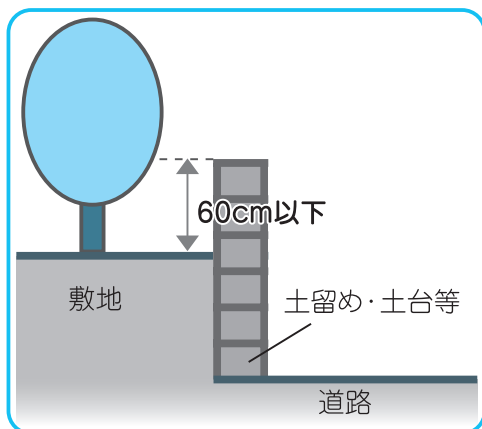
▼道路に面して設置されるもので、総延長 5m 以上であるもの
※角地の 2 辺に設置されるものは、長辺の生垣の延長が 8m 以上かつ短辺の延長が 5m 以上必要



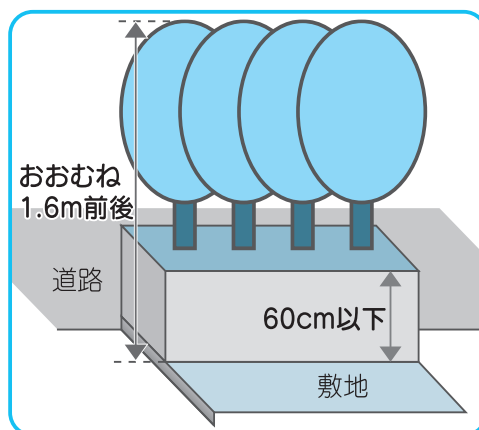
▼生垣設置の例



■生垣の高さなど
樹木の高さがおおむね1m以上のもの（成長したときの高さではなく、植えたときの高さ）
▼延長1mにつき、2本以上植栽されるもの



▽ブロック塀等の内側に樹木を設置する場合は、当該ブロック塀等の高さが敷地面から60cm以下であるもの



▽コンクリートブロック等を使用して基礎（植樹ますなど）の上に設置される場合は、基礎の高さが敷地面から60cm以下のもの

申請手続き

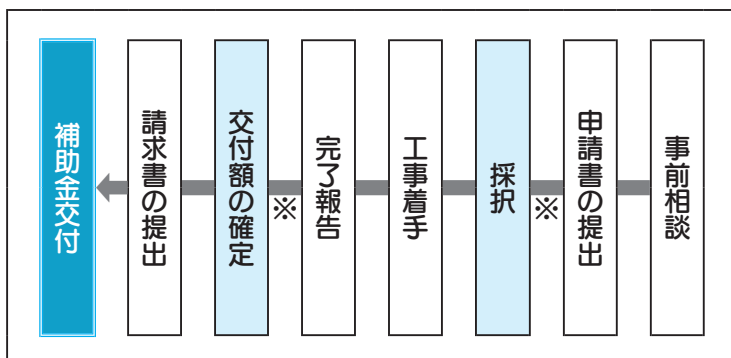
■申請方法

生垣を設置する前に、都市計画課に事前相談のうえ、生垣設置奨励補助金の交付申請をしてください（ブロック塀等の撤去を伴う場合は、ブロック塀等を取り壊す前に申請が必要となります）。
設置後の申請は補助を受けることができません。



※設置から5年間は保全に努め、生垣として活用していただきます

申請の流れ



※採択前と完了報告後には、担当者が生垣設置場所まで現地調査にうかがいます

- 当制度の詳しい手引きを都市計画課窓口にご用意しています
- 町ホームページにも掲載しています
▼<https://www.town.ami.lg.jp/0000000988.html>
- まずはお気軽にご相談ください
都市計画課 ☎888-1111 (232)

木造住宅の耐震診断費・耐震改修費を支援します



都市計画課 ☎888-1111 (232)

昭和 56 年 (1981 年) 5 月 31 日以前に着工し、建築された建築物は、建築基準法改正による新耐震設計以前の旧耐震設計基準で建築されたものが多く、十分な耐震性が確保されていない場合があります。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本大地震などで、大きな被害を受けた建物のほとんどが、昭和 56 年 5 月以前に建築された旧耐震設計基準による木造住宅でありました。地震による住宅の倒壊等の被害を防ぎ、災害に強いまちづくりを促進するため、町では一定の要件のもとで補助金を交付します。

補助概要

補助対象建築物

- ▼町内に現に存する住宅で、所有者自ら居住している木造住宅であること
 - ▼昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事を着工した木造住宅、または昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築基準法に基づく耐震基準で建築された木造住宅であること
 - ▼在来軸組構法または枠組壁工法による、2 階建以下の木造住宅であること
 - ▼延べ床面積が 30 m²以上であること
 - ▼併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が全体の床面積の 2 分の 1 以上であること
- ※上記のほかにも、要件があります。詳細は、都市計画課までお問い合わせください

補助対象者

上記の木造住宅を居住することを目的に所有し、現にその木造住宅に居住している町内在住者で、町税等を滞納していない人。

支援の内容

区 分	内 容
①耐震診断	茨城県木造住宅耐震士認定者名簿に登録された「耐震診断士」を派遣し、住宅の耐震診断を行い、「耐震補強の必要性の有無」を判定します
②耐震改修工事	耐震診断の結果、上部構造評点(※)が 1.0 未満の場合に、具体的な改修工事の計画を行い、基礎や壁の補強などの改修工事を行うものです

※大地震の際に建築物に必要とされる耐力(必要耐力)と実際に保有している耐力(保有耐力)の比較より導き出される評価点

※②の補助申請は、耐震設計および耐震改修工事を併せて実施することで申請できます

補助金額等

	①耐震診断	②耐震改修工事	留意事項
補助金額	無料診断	限度額 100 万円	※予定件数に達し次第、受付を終了します。ご了承ください
補助率	100%	80%	
予定件数	5 件	3 件	

募集期間

① 6 月 1 日(水)～7 月 1 日(金) ② 6 月 1 日(水)～10 月 31 日(月) ※いずれも土・日・祝日を除く

申請方法

所定の申込み用紙に必要事項を記入し、都市計画課窓口でお申し込ください。制度の詳しい内容については、パンフレットや町ホームページでご覧いただけますが、まずは都市計画課へご相談ください。

耐震診断・改修工事のトラブルにご注意ください！！

「無料で耐震診断します」などの勧誘や工事契約を迫る「点検商法」の被害が多発しています。

▼木造住宅耐震診断士は「認定証」を必ず携帯しています

消費者コーナー

『くらしの注意報！ ～安全で快適なくらしのために～』

令和4年度・第1回

消費者問題のご相談は、
お気軽に下記まで！

令和3年度の消費生活相談状況

相談受付件数

369件

こんな相談が多かったです

自宅のポストに「自然災害調査」のチラシが

事例

「自然災害調査・家屋保安点検の案内」のチラシがポストに入っていた。3年に一度の調査推奨と書いてあるが今まで行ったことがない。「調査・点検」は行政で行っているのか。

手口・アドバイス

チラシ業者に電話すると火災保険で家屋修理ができるので保険申請のサポートをする、修理工事をするとう誘われ、サポート料金や工事費用を請求されます。行政では行っていません。

自然災害で壊れた家屋は火災保険で修理できる場合もあります。加入している火災保険会社に問い合わせてください。

宅配業者から不在連絡メール (SMS) が届いた

事例

お荷物をお届けに上がったが不在のため持ち帰りました。
下記によりご確認ください。
http://XXX●●●●.com

手口・アドバイス

宅配業者を名乗っていてもSMSやメールが来た場合は返信しないでください。URLをタップすると不正アプリがインストールされる事があり、個人情報を抜き取られる場合があります。

対処に困った場合は「独立行政法人情報処理推進機構 (IPA)」のHPや情報セキュリティ安心相談窓口にご相談しましょう。

情報セキュリティ安心相談窓口 ☎ 03-5978-7509

光回線の料金が安くなると電話があった

事例

大手電話会社を名乗り、速度が速く料金が安くなると勧誘の電話があったので変更プランの勧誘かと思い契約したが、別の通信会社だった。

手口・アドバイス

速くなる、安くなると勧誘されてもすぐに返答せず契約先の事業者名、契約内容を確認してください。契約内容が理解できない場合、必要ない場合ははっきり断わりましょう。

初期契約解除制度の対象になる場合があります。

消費生活センターの紹介

消費生活に関する相談を受け付ける相談窓口です。町役場の1階にあります。

クーリングオフや初期契約解除制度など解約できる期間が定められているものもありますのでお早めに相談してください。啓発活動の一環として「出前講座」や啓発資料の提供も行っています。お気軽にお問い合わせください。



▲秘密厳守・相談無料

問い合わせ：▼町消費生活センター ☎ 888-1871 (ファクシミリ兼用/月～金曜日
午前9時～午後4時 ※土・日・祝日は消費者ホットライン ☎ 188へ)
▼商工観光課 ☎ 888-1111 (171)



阿見町の文化財・文学紹介

5月号

生涯学習課（中央公民館内） ☎888-2526

文学紹介：下村千秋の文学に触れて「飢餓地帯を歩く①」

昭和七年に中央公論に発表された「飢餓地帯を歩く……東北農村惨状報告書」を読むことになった。

新進作家が、大凶作大飢饉に対して百姓たちがどんな事を考え、どんな風に生き、どんな具体的な姿となって現れているかを知りたくて、自分の足で稼いだドキュメンタリーだった。そして、前三作で感じ取った千秋の人間性が、この報告書にも余すことなく表現されていたのだった。

冬に入りつつある東北農村へ千秋が出かけて行ったのは、農村のドロドロを書き続けていた新進作家としては、当然の行動だと言える。またそれだけ情熱と強い動機に迫られてしまいうからこそ、千秋の文学が世に認められ、一時代をなしたのではないだろうか。

▼「下村千秋の世界」平成24年刊行所収筆者：青山欣也

文化財調査研究会活動報告：石造物研究班「島津庚申塚の青面金剛像」

青面金剛像（塔）は、民間信仰である庚申信仰の中で、独自に発展した尊像である。足元に邪鬼を踏みつけ、六臂で法輪・弓・矢・剣・錫杖・シヨケラ（人間）を持つ忿怒相で描かれる。「見ざる、言わざる、聞かざる」の三猿とともに表される物が多く、これは、庚申の日には体内にいとされる三尸の虫が出てくるといわれ、天帝に余計な報告をしないようにという願いによる。また、庚申の「申」は干支で猿に例えられていることも猿の彫刻の由来とみられる。

石造の金剛像は日本各地にみられ、町内にも実穀・青宿・立ノ越・掛馬・島津二か所・石川・飯倉の八か所が確認できた。

島津の庚申塚には像が4体置かれており、信仰が篤かったことがうかがえる。

また、青面金剛は伝戸（感染症）から守ってくれる仏でもあり、神社や路傍に像が置かれたものと思われる。



図鑑紹介：「舟島鵬墨会」

舟島鵬墨会は、舟島ふれあいセンターを拠点に、水墨画の技法習得と作品作りを行っています。

水墨画は基本的に白と黒のみで描くため、そのバランスをどう保つかによって、美しさが決まります。そのため、とても絵に緊張感があり、見るものに美しさを与えます。

興味のある人はぜひご参加ください。



※入会ご希望の人は、文化協会会員、または文化協会事務局（生涯学習課 ☎888-2526）にご連絡ください。皆さんのご参加を心よりお待ちしております

文化財紹介：宇都木家の椎（町指定天然記念物）

吉原に所在する宇都木家の椎は樹齢500年以上と推定され、樹高は約20メートル、幹回りは最も太い箇所約7メートルとなる古木です。シイはブナ科の常緑樹で、スダジイとツブラジイの2種に分けられますが、こちらはツブラジイ種になります。地上3メートルで幹が複数に分かれ、大枝が朽ちた跡が空洞となっており、独特の景観を生み出しています。空洞にはフクロウが巣をつくり繁殖することもあるといわれています。

下吉原地区桂川沿いの田園地帯を見下ろす台地上にあって、地域の歴史を見守ってきた存在であり、樹齢、景観ともに非常に貴重な文化財です。

☎生涯学習課文化財係（中央公民館内） ☎888-2526



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎ 891-3344 開館時間：月曜日を除く午前 9 時～午後 5 時

第 55 回予科練戦没者慰霊祭のご案内 主催：公益財団法人 海原会

公益財団法人 海原会は、下記のとおり予科練戦没者慰霊祭を開催します。
一般公開致しますので、ぜひお出かけください。

①予科練戦没者慰霊祭記念演奏会《入場無料・全席指定事前予約制》

▼日 時：5月28日(土)

開場：午後 1 時 30 分

開演：午後 2 時

▼場 所：本郷ふれあいセンター大ホール

▼演 奏：海上自衛隊横須賀音楽隊

▼応 募：往復はがきで申し込む。詳細は海原会ホームページ (<https://yokaren.jp/>) をご覧ください。右記二次元コードからも閲覧できます



②慰霊祭

▼日 時：5月29日(日) ※雨天決行

午前 11 時から (受付：午前 9 時)

▼場 所：雄翔園(陸上自衛隊武器学校内)

※受付場所：予科練平和記念館横広場

▼駐車場：予科練平和記念館臨時駐車場を使用ください

▼問合せ：第五十五回予科練戦没者慰霊祭実行委員会

☎ 886-5400



無料開館日(予科練慰霊祭)

上記予科練戦没者慰霊祭の日に合わせて、予科練平和記念館を無料開館します。

▼日 時：5月29日(日) 午前9時～午後5時

※予科練平和記念館では、新型コロナウイルス感染症対策のため、入館人数に制限を設けています。

ご来館をご予定の皆さまは、事前にお電話 (☎ 891-3344) にてご予約ください

〈広告欄〉

未来はみんなのために
共生型障害者グループホーム & 訪問看護ステーション
ThornCastle
トールンキャッスル
一般社団法人 配慮者支援協会
阿見町中郷 2丁目23-9 mail: hairyo8140@gmail.com
TEL: 029-879-8140
お気軽にご相談ください。

住まいに関わる事ならお任せ下さい
ウッドデッキ ステップ付4帖プラン
360,000円～
(税込396,000円～)
お見積り無料です!! **ネロ・デザイン**
TEL. 029-888-6119
株式会社 ネロ・デザイン
稲敷郡阿見町中央4-8-19 ウイングテナント中央102

(株)常陽銀行から 防犯ブザーの寄贈

3月23日、株式会社常陽銀行から、町立小学校の新1年生へ防犯ブザーが寄贈されました。

株式会社常陽銀行は、防犯ブザーを平成17年度から寄贈していただいています。防犯ブザーは、4月7日に行われた入学式において配付され、児童の防犯・安全確保のために活用させていただきます。ありがとうございました。



JA水郷つくばから 交通安全帽子寄贈

3月22日、JA水郷つくばから、今年度入学した町立小学校の新1年生へ黄色の交通安全帽子が寄贈されました。

JA水郷つくばからの寄贈は、合併前から数えて今回で46年目となり、いただいた交通安全帽子は安全な登下校に活用させていただきます。ありがとうございました。



新型コロナワクチン接種後も感染症対策を続けましょう

今後、旅行や帰省などにより人との交流機会が増え、新型コロナウイルスの感染者が増えることが懸念されます。

ワクチンは、発症予防の効果が期待されますが、その効果は完全ではありません。ワクチン接種後も新型コロナウイルスに感染する場合がありますので、引き続き感染予防を心がけましょう。

正しいマスクの着用、手洗い、3密を避ける、換気の徹底など基本的な感染症対策の継続をお願いします。

また、これからワクチン接種を予定している人はお早めに接種をお受けください

▼電話によるワクチン接種の予約先

阿見町コールセンター ☎ 0120-556799 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

▼新型コロナウイルス感染症に関する相談、感染予防に関すること、心配な症状が出た時の相談窓口

▼健康づくり課 ☎ 888-2940 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

▼茨城県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター ☎ 029-301-3200

午前8時30分～午後10時(土・日・祝日を含む)

☎ 健康づくり課(総合保健福祉会館「さわやかセンター」内) ☎ 888-2940

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり



住まいのことなら
美都住建へ

~自分らしい生活~
介護住宅改修
○介護保険を上手に使う
○手摺付け、バリアフリー
●新築住宅に関する事は

~健康・快適住宅~
抗酸化工法の家
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのいない家
美都住建

リフォーム・不動産の事なら



住まいのことなら
LIXILリフォームショップ

茨城県知事免許 (5) 第5548号
有限会社 美都ツ和ワ

<住まいの相談室>
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

<不動産のご相談>
土地・建物・売買・仲介・管理

建築業知事免許(般-29)第22375号
(株)美都住建

【本社】阿見町実穀1283-10
TEL.029-842-7196
【陶板浴和】阿見町中央1-5-32

【本店】牛久市南4丁目45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央1-5-32
TEL.029-891-2200



インフォメーション

お知らせ
町民税(住民税)における上場株式等に係る課税方式の選択について

令和3年分より確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」に、A表は「特定配当等の全部の申告不要」、B表は「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」の欄が設けられました。この欄に〇等の記載がある人については、確定申告書提出時に町民税については申告不要制度を選択していることとなります。

右記の欄に〇等の記載がない人については、納税通知書が送達される前に「上場株式等の譲渡・配当の選択課税申告書」を提出いただくことにより、所得税と異なる課税選択(申告不要制度、総合課税、申告分離課税)を選択することができます。

対象となる上場株式等に係る配当所得等は、町民税(住民税)が特別徴収されているものに限りです。

総合課税や分離課税を選択した場合は、合計所得金額や総所得金額等に算入され、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険料

介護保険料算定等に影響が出る場合がありますのでご注意ください。
国税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152・156)

社会福祉課から①・②

①「難病患者福祉手当」の支給申請について

県より「指定難病特定医療費受給者証」の交付を受けた人に町難病患者福祉手当を支給します。

手当は申請した月から支給対象となりますので、新規に受給者証の交付を受けた人は、お早めにお手続きをお願いします。

▼支給要件 次のすべてを満たすこと①県発行の「指定難病特定医療費受給者証」を持っている②町に住民登録をしていない③生活保護を受けていない④障害者支援施設・特別養護老人ホーム等の社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業の施設に入所していない

▼支給額 月額30000円
※毎年3月に口座振込で一括支給。申請された月から支給

▼申請方法 直接下記窓口で申請してください。郵送で

②「手話奉仕員養成講座」受講者募集

町では、手話を学び聴覚障害への理解を深めるため、左記のとおり講座を開催します。

●入門講座
日時 6月8日(令和5年2月22日)の水曜日 午後7時～9時(全28回)

●場所 土浦市立四中地区公民館(土浦市国分町)
▼内容 日常会話程度の手話表現の習得

▼対象 町内在住・在勤で手話学習経験のない人
●基礎講座
日時 6月9日(令和5年3月16日)の木曜日 午前10時～正午(全30回)

▼場所 土浦市総合福祉会館(土浦市大和町)
▼内容 より高度な手話表現技術の習得

▼対象 町内在住・在勤で入門課程を修了した人または手話講習会の受講経験のある人(手話の読み取りや手話による日常会話ができる人)

●募集人数 各6人(申込多数の場合は抽選)

●参加料 無料(テキスト代は自己負担)

●申込期間 5月18日(水)必着

●申込方法 住所・氏名・生年月日・電話番号・希望講座・具体的な手話講座の受講経験を記載し往復はがきで左記に郵送する

〒300-0039 阿見町中央 1-1-1 社会福祉課 ☎ 888-1111

募集 『行政書士無料相談会』開催

行政書士による無料相談会を開催します。

▼期日 5月29日(日)

▼時間 午後1時30分～4時30分 ※ご相談は1組30分程度

▼場所 かすみ公民館1階会議室

▼相談内容 相続、遺言、帰化、外国人の在留資格、農地転用、許認可関係、法人設立、権利義務や事実証明に関する相談、事業の手続きや、暮らしの手続き等

▼申込方法 平日の午前9時～午後1時に左記に電話で申し込む

☎ 町民行政書士会担当:池田 090-7216-6219

〈広告欄〉

屋根・外壁・室内塗装
見積り無料

(有) 金久保塗装工業

〒300-0331茨城県稲敷郡阿見町阿見4630-12

TEL 029-887-4305 FAX 029-887-7714

HP: <https://www.kanakubo-p.jp>

E-mail penkiya-kanakubo1@jcom.home.ne.jp

家族だけの小さいお葬式

とにかく簡単に 火葬だけ行方 通夜をしない

直葬 9.9(税込)万円

火葬式 16.5(税込)万円

1日葬 29.7(税込)万円

資料請求でさらに1万円引き

小さな家族葬 専門葬儀社

シンプルセレモニー

365日24時間すぐ対応 ☎ 029-846-3130

相談センター: 茨城県稲敷郡阿見町中郷3-1-8

ホームページ QRコード



インフォメーション

お知らせ 上下水道課から①・②

① 水道事業に関する「水質検査計画」策定

町では、水道事業に関する「令和4年度水質検査計画」を策定し、ホームページ(<https://www.town.ami.lg.jp/0000000570.html>)に掲載しました。

当計画は、水質検査の項目や検査方法等の水質管理基準を定めたものであり、安全・安心な水道水の供給を目的に策定しています。詳細は下記までお問い合わせください。

② 『阿見町水道事業ビジョン(案)』パブリックコメント募集

町では、令和4年度から令和13年度までを施策の実施期間とした「阿見町水道事業ビジョン」の策定を進めています。この度、計画の素案がまとまりましたので、町民の皆さまに公表し、意見を募集します。皆さまのご協力をお願いします。

▼対象 町内在住・在勤・在学の人、またはこの案件の内容に

利害関係のある人(個人・団体は不問)

▼素案の閲覧

役場2階情報公開コーナー・水道事務所・うずら出張所・総合保健福祉会館『さわやかセンター』・各公民館・各ふれあいセンター・図書館・福祉センターまほろば・町民活動センターにおいて公表 ※上下水道課ホームページにも掲載

▼募集期間

5月23日(月)まで ※土・日・祝日を除く。郵送の場合必着

▼提出方法

各閲覧場所に備え付けの『意見カード』に必要事項を記入し、郵送・ファクシミリ・メールまたは直接持参のいずれかで左記に提出する ※意見書の様式は原則として自由。電話によるご意見は受付不可

▼意見への回答

お寄せいただいたご意見に対する町の考え方は6月下旬ごろに町ホームページおよび役場2階情報公開コーナーにおいて公表します。ご意見に対する直接の回答はしません。ご了承ください

問 千300-0314 阿見町追

原1804-4 上下水道課町水道事務所内 ☎889-5151

E jogesuidoka-ofc@town.ami.lg.jp

お知らせ 令和4年度ふれあい・いきサロン助成金の受付

町民の皆さまが運営する「ふれあい・いきいきサロン」の立ち上げや運営費の一部を助成します。

▼受付期間

6月30日(木)まで

▼申請条件

町社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロンに登録が必要 ※その他条件あり

▼助成額

令和3年度のサロン参加者数により、年額20000円・30000円・40000円のいずれかを

助成。その他、活動保険料の助成。申請内容の審査により決定

▼申請方法

申請書類を左記に提出 ※申請書類は左記で配布

▼その他

登録サロンに対し感染症対策用の物品支給。新規サロンの立ち上げ助成金については、立ち上げ年度内に随時申請を受け付けます。詳細は左記にお問い合わせください

問 町地域包括支援センター(総合保健福祉会館内) ☎887-8124

阿見町議会報告会を開催します

阿見町議会では、阿見町議会基本条例に基づき、開かれた議会を目指した議会報告会を開催します。

報告会では、議会の活動状況や議会に関する情報を町民の皆さまにお伝えし、ご意見を伺います。

今回は、新型コロナウイルス感染症予防のため事前申し込み制となりますので、参加を希望される人は下記によりお申し込みください。

▼日時 5月15日(日) 午前10時～正午

▼場所 かすみ公民館

▼内容 3月定例会で審議された内容をご報告します

▼申込 5月12日(木)までに電話で議会事務局に申し込む

※当日はマスクの着用をお願いします

問 議会事務局 ☎888-1111 (331)

〈広告欄〉



阿見町で働こう。 契約社員募集中 株式会社ツムラ

株式会社ツムラ茨城工場 総務課採用担当 所在地:阿見町吉原3586 電話番号:029-889-2122



インフォメーション

募集 あみはつらつウォーキング (霞台コース)参加者募集

- 町運動普及推進員と一緒にウォーキングしてみませんか。今回のコースはアップダウンがあるコースになります。新たなコースと一緒にチャレンジしてみましよう(参加記念品あり)。
- ▼期日 5月25日(水) ※雨天中止
- ▼時間 午前9時～11時(受付:8時50分～9時) ※ウォーキング前後の準備・整理体操を含む。ウォーキングは約1時間(途中休憩含む)
- ▼内容 霞台アップダウンコース(約3キロメートル)
- ▼集合場所 かすみ公民館1階ホール ※お車で越えしの方は、かすみ公民館駐車場(無料)をご利用ください
- ▼定員 20人(定員で締切)
- ▼参加料 無料
- ▼持ち物 ▼帽子 ▼汗ふきタオル ▼飲み物 ▼両手が空くリュックサック等のバッグ ▼動きやすい服装 ▼運動靴 ▼マスク
- ▼申込方法 5月13日(金)までに左記に電話で申し込む
- ▼その他 ▼感染対策のためマスクを着用ください。受付時に体温測定を行います
- ▼ウォーキング時にけが等が発生した場合は応急処置のみ行います
- 問 町運動普及推進協議会事務局

お知らせ 『土浦地方家族会』開催

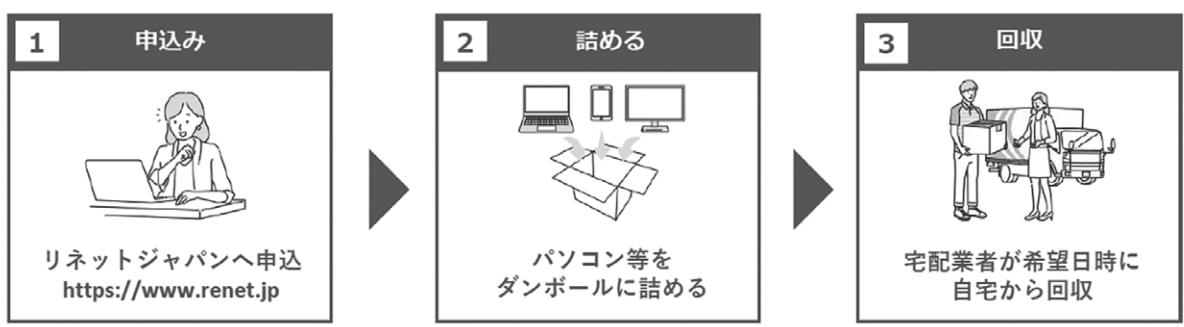
- (健康づくり課・総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)
- ☎ 888-2940 ※土・日・祝日を除く午前8時30分、午後5時15分
- ▼期日 5月21日(土)
- ▼時間 午後1時30分～3時30分
- ▼場所 土浦市立四中地区公民館(土浦市国分町)
- ▼申込方法 左記に申し込む
- ▼対象 精神に障害がある人とその家族
- ▼内容 悩み相談・意見交換
- 問 土浦地方家族会事務局 渡辺
- ☎ 070-1283510775

代入町シルバー人材センター 入会説明会開催

- ▼期日 5月10日(火)
- ▼時間 午前9時30分から1時間程度(5分前までに集合・要事前予約)
- ▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館別館)
- ▼対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制) ※特に女性で施設清掃、網戸・障子貼り、草刈り、草取り、植木の手入れを希望される人歓迎
- 問 (公社) 町シルバー人材センター
- ☎ 888-2036

家庭で不要になったパソコンを無料回収します

町では、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、家庭で不要になったパソコンの宅配便による無料回収を2月1日より始めました。利用方法は以下のとおりです。



- ▼データはご自身で消去してください(無料消去ソフトの提供などのサービスもあります)
- ▼他の小型家電、プリンタなどの周辺機器も一緒に回収可能です
- ▼パソコンを含むダンボール1箱分(3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内)の回収料金が無料になります
- ▼インターネットが使用できない人は、下記のお問い合わせ専用窓口へご相談ください

問 ▼記事に関して：廃棄物対策課(霞クリーンセンター内) ☎ 889-0091

▼内容に関して：リネットジャパンリサイクルお問い合わせ専用窓口 ☎ 0570-085-800

☎ https://www.renet.jp

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎ 888-1111 (172)

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹
TEL 029-804-0382
E-mail: ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00～午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

阿見町役場
阿見小学校
郵便局
コンビニ
JA

定例相談

行政相談

日 時 5月12日(木) 午前10時～午後3時
 場 所 役場3階305会議室
 問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
 場 所 中郷保育所内
 訪問相談 随時受付
 問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後5時
 場 所 図書館となり
 問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
 弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談で予約
 場 所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
 問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
 場 所 町社会福祉協議会内
 問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
 場 所 役場1階町消費生活センター
 問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期 日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
 時 間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
 弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
 場 所 県土浦合同庁舎
 問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

公共機関電話番号

うずら出張所 ☎ 841-1167	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
健康づくり課 ☎ 888-2940	吉原交流センター ☎ 889-0277
福祉センターまほろば ☎ 887-3969	図書館 ☎ 887-6331
地域子育て支援センター ☎ 891-2772	予科練平和記念館 ☎ 891-3344
阿見消防署 ☎ 887-0119	総合運動公園 ☎ 889-2788
火災情報案内 ☎ 0297-64-0119	教育相談センター ☎ 888-1225
上下水道課 ☎ 889-5151	町民活動センター ☎ 888-2051
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	町男女共同参画センター ☎ 896-3181
中央公民館 ☎ 888-2526	消費生活センター ☎ 888-1871
君原公民館 ☎ 889-1363	町民ダイヤル ☎ 887-6600
かすみ公民館 ☎ 888-8111	牛久警察署 ☎ 871-0110
本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100	牛久警察署 阿見地区交番 ☎ 888-0110

5月・6月の納税

5月

軽自動車税(全期)

6月

町県民税(1期)

納期限 5月31日(火)

納期限 6月30日(木)

救急車出動状況：3月

阿見消防署管内調べ	急 病 126件(400)
出場件数 187件(594)	交通事故 9件(21)
	一般負傷 18件(74)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他 34件(99)
	合 計 187件(594)

広報あみ配布施設

▼公共施設

▼役場1階正面玄関・ロビー ▼役場2階秘書広聴課
 ▼うずら出張所 ▼総合保健福祉会館『さわやかセンター』
 ▼中央・かすみ・君原公民館 ▼本郷・舟島ふれあいセンター ▼
 吉原交流センター ▼予科練平和記念館 ▼町民活動センター

▼その他の施設

▼町内の郵便局 ▼町内常陽銀行各支店 ▼筑波銀行各支店
 ▼水戸信用金庫阿見支店 ▼茨城県信用組合阿見支店
 ▼カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店 ▼スーパー
 タイヨー阿見店 ▼ランドロームフードマーケット阿見店

役場開庁時間

午前8時30分～午後5時15分
 (土・日・祝日・年末年始を除く)
 ※休日開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)